



大阪府奨学のための給付金

令和2年度の内容です
令和3年度は変更になることがあります



申請年度の7月1日時点で、以下の要件すべてに当てはまる方が対象です。

- ①保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に住んでいること
- ③生徒が、「高等学校等就学支援金」の支給対象校に在学し、休学していないこと
（大阪府外の高等学校等に在学している場合も対象ですが、必要書類は大阪府私学課のホームページからダウンロードするか、府民お問合せセンター 情報プラザで入手してください）



令和3年7月頃に生徒が在学する学校で受給申請書等が配付されます。
提出先は在学する学校です。受給申請書と必要書類を、学校が決める締切までに提出してください。



給付額（年額）は、学校の種類や世帯状況によって変わります。

- 1 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒

国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円
私立	全日制・定時制・通信制	52,600円

- 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の生徒で、3に該当しない場合

国公立	全日制・定時制	110,100円
	通信制	48,500円
私立	全日制・定時制	129,600円
	通信制	50,100円

- 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が（a）（b）のどちらかに該当する場合

（a）兄・姉が高等学校等に在学する場合

（b）兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合

国公立	全日制・定時制	141,700円
私立	全日制・定時制	150,000円

*通信制は、2と同額

審査結果の通知は12月頃の予定です。



大阪市奨学費



申請年度の7月1日時点で、以下の要件すべてに当てはまる方が対象です。

- ①大阪市内に住民票がある生徒
- ②世帯全員が市民税非課税（均等割・所得割ともに0円）である生徒
（生活保護で高等学校等就学費の給付を受けている場合は対象外）
（児童福祉施設入所者、里親に委託されている生徒は対象）
- ③学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒



令和3年6月頃に募集しますので、在学する学校で「募集要項」を手に入れて、申請書と必要書類を、在学する学校へ提出してください。申請期限は令和3年7月1日までです。
「募集要項」は、大阪府下の高等学校を中心に送付します。他府県の高等学校等に進学するときは、大阪府教育委員会にお問い合わせください。



第1学年（入学年度に限る）は年額107,000円から、それ以外の生徒は年額72,000円から上記「大阪府奨学のための給付金」の給付額を差し引いた金額が市奨学費の支給上限額になります。
府の給付額の方が多い場合は、大阪市奨学費は支給されません。

奨学生の選定、支給決定は11月頃の予定です。

請求の際には、使途確認のため、入学又は学習に要した費用の領収書、レシート等が必要です。

【請求できる項目】

第1学年	入学検定料、入学料
全学年	教科書費、学用品費、実習材料費、教科外活動費、通学費、通学用品費、学校納付金

奨学金等制度についての相談窓口



大阪市教育委員会事務局学校運営支援センター
事務管理担当（就学支援グループ）

TEL 06-6115-7651
FAX 06-6115-8170

高等学校等就学支援金（国の制度）

保護者等の所得等が要件を満たす生徒の授業料を国が生徒に代わって負担し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済の必要はありません。なお、就学支援金制度は授業料のみが対象です。学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

◎ 資格要件

- ①生徒が日本国内に住所を有し、次の高等学校等に在学していること（国立・公立・私立は問いません）
高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校（1年～3年）・専修学校の高等課程等
- ②次の計算式（保護者合算）により算出された所得判定基準額が、304,200円未満（年収めやす910万円未満）であれば、118,800円が支給されます。

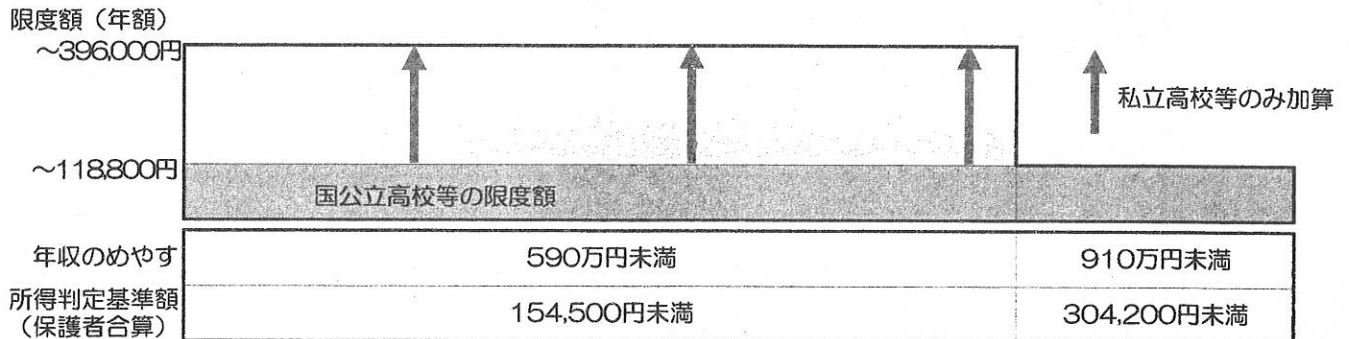
所得判定基準額＝市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3／4を乗じて計算します。

✎ 支給方法

就学支援金は、学校が受け取り授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。



¥ 支給額（令和2年度【全日制の場合】）



🏫 私立（府内）の高等学校に進学するとき

大阪府では、大阪の子どもたちが、大阪府内の私立の高校や高等専修学校等への進学を、経済的理由で諦めることがないように、国の「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金を交付することで、授業料が実質無償になる制度を実施しています。

全日制（授業料が60万円の学校の場合）

【令和2年度 入学生】

所得判定基準額 （保護者合算）	年収のめやす	保護者の授業料負担（年額）		
		子ども1人 の世帯	子ども2人 の世帯	子ども3人以上 の世帯
～154,500円未満	590万円未満	無償	無償	無償
154,500円～251,100円未満	590万円～800万円未満	20万円	10万円	
251,100円～304,200円未満	800万円～910万円未満	48万円	30万円	10万円

【資格要件】

- ・生徒と保護者（親権者全員）が大阪府内に住んでいること
- ・「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること
- ・国の「就学支援金」を受給していること
- ・保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること



支援の対象となる場合でも、授業料は、一旦納付する必要があります
（後日、学校から返金や未納分の授業料との相殺があります）